

石綿除去工事に係る リスクコミュニケーション

～ 石綿の除去工事に係る事前周知と
相互理解の促進に関する指針～

埼玉県 環境部 大気環境課



背景

平成20年 厚生労働省発表
建設業者の健康被害が多発

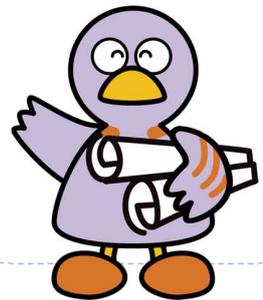
- ・ 解体工事周辺での石綿ばく露の危険性
- ・ 周辺住民の安心安全の確保



背景

『石綿除去工事に係る リスクコミュニケーション』

事業者と住民が正確な情報を共有
することが大切

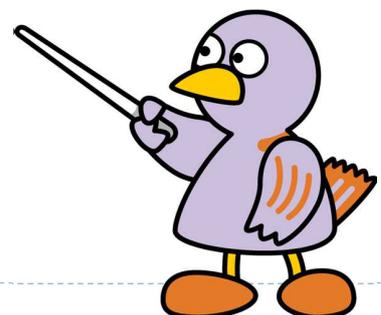


▶ 2

経過

平成20年11月

特定粉じん排出等作業届出時に
事業者から周辺住民への事前周知
の実施の指導を試行



▶ 3

経過

平成21年3月3日

「石綿の除去工事に係る事前周知
と相互理解の促進に関する指針」
を策定

平成21年4月1日施行



▶ 4

内容

考え方



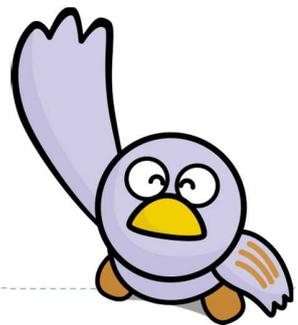
事業者に住民とのリスクコミュニケーションを強制するのではなく、その趣旨に理解を求め、事業者が自主的に取り組むよう働きかける

▶ 5

内容

事前周知の実施者

工事発注者（工事発注者の依頼を受けた場合は工事を施工する者）
又は自主施工者

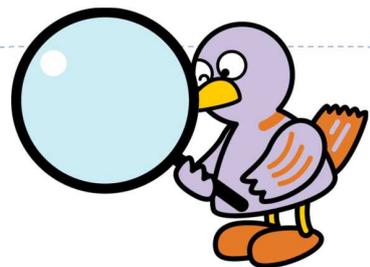


▶ 6

内容

対象工事

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去工事



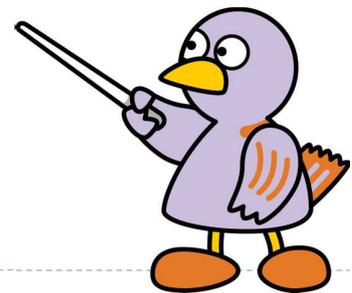
石綿除去面積が 10m^2 以下、周辺住民が存在しない等影響が軽微なものを除く

▶ 7

内容

周辺住民等の範囲

工事の影響が想定される、敷地に接した地域の住民や周辺自治会等工事の内容や周辺状況により事業者が設定



▶ 8

内容

実施の方法

説明会

戸別訪問

チラシ配布

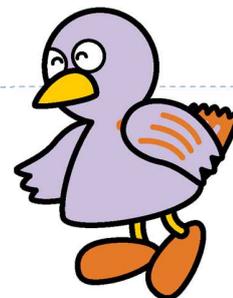
回覧板

～ と同等の周知ができる方法



▶ 9

内容



周知の内容

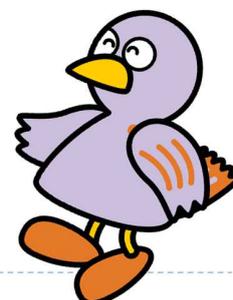
工事施行者の氏名、住所等
工事の名称、場所
対象工事の内容
(特定建築材料の種類、使用面積等)
作業期間及び作業時間

▶ 10

内容

周知の内容

作業方法 (排出又は飛散の抑制方法)
工事発注者の氏名、住所等
工事に関する問い合わせ先
その他必要事項
(工事に応じて項目を追加)



▶ 11

内容



実施の時期

対象工事の施工前までの可能な限り
早い時期

報告の提出

事前周知の実施者は、その実施状況
を報告する

▶ 12

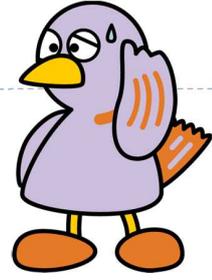
実施状況



年度	対象届出数	近隣住民への事前周知方法					対象外	実施率 (%)
		説明会	戸別訪問	ちらし配布	回覧板	その他		
試行期間	30	3	22	2	0	1	-	93
H21	74	3	48	18	3	0	-	97
H22	75	3	48	22	2	0	30	100
H23	76	5	41	23	4	0	43	96
H24	59	0	30	23	0	0	32	92
H25	78	11	35	26	3	0	20	96

▶ 13

事業者の反応

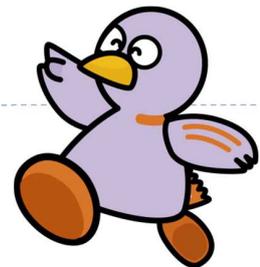


当初

- ・ 住民の不安が増すのではないかと
- ・ 工事への反対運動が起きないかと
- ・ 何故、よけいな事をしなければいけないのか
- ・ リスコミへの理解不足

▶ 14

事業者の反応



現在

- ・ 多くの事業者にリスコミの実施が浸透
- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出時には、既にリスコミを実施して報告書を持参する事業者も多い

▶ 15

石綿の除去工事を行う皆様へ

石綿の除去工事に係る事前周知の実施のお願い

埼玉県環境部



埼玉のマスコット
コバトン

1 事前周知の実施と相互理解の促進

石綿の除去工事については、近年住民の関心が高まっており、工事に対して不安を感じる例もみられます。

このため、石綿の除去工事にあたっては、周辺住民へ事前に周知し、住民からの問い合わせに丁寧に答えることが重要です。

このような事業者と住民の相互理解（リスクコミュニケーション）を促進するため「石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」を策定しました。

2 対象工事

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去を伴う工事（小規模等影響が軽微なものと認められる工事を除く）

3 事前周知をする周辺住民等の範囲

工事の影響が想定される、敷地に接した地域の住民や周辺自治会等、工事の内容や周辺状況等により事業者が設定

4 事前周知の実施方法

①説明会 ②戸別訪問 ③チラシ配布 ④回覧板 から任意に選択
（複数可、また、これ以外の方法でも①から④までと同様に周辺住民等へ周知が実施できる方法（掲示板は該当しません）であれば可）

5 事前周知の実施時期

工事施工前、コミュニケーションを取れるよう可能な限り早い時期。

6 事前周知の内容

- ①工事施工者の氏名又は名称及び住所
- ②工事の名称・場所
- ③対象工事の内容（特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積・含有率等）
- ④作業期間及び作業時間
- ⑤作業方法（排出又は飛散の抑制方法）
- ⑥工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ⑦工事に関する問合せ先
- ⑧その他必要事項（工事に応じて項目を追加してください）

○実施するにあたって

実施にあたっては、相手との相互理解が重要です。
「石綿は飛散しません」だけでは、住民の不安を解消できないこともあります。
石綿がなぜ飛散しないか具体的な内容を示すと安心につながります。
また、住民からの問い合わせは、相手に理解してもらう重要なチャンスです。
相手に理解してもらうことを考えてよりよいリスクコミュニケーションの内容を検討してみてください。

○チラシの例

○○工事のお知らせ

地域住民の皆様

下記のとおり、石綿（アスベスト）除去の工事を実施します。工事中は御迷惑をおかけすることとなりますが、大気汚染防止法等の作業基準を遵守して石綿の飛散防止に万全を期して工事を行いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

記

- 1 工事名：○○工場解体工事
- 2 工事場所：○市△町1-1
- 3 工事内容：建築物の解体工事
- 4 建築材料：吹付け石綿（30%）60㎡使用（ボイラー室内耐火被覆用）
- 5 作業期間：平成○年○月○日～平成△年△月△日（◇時から□時）
- 6 作業方法：（各工事に沿った内容を記載）
- 7 工事発注者：○○株式会社 ○市□町1
- 8 工事施工者：○○建設 ○市◇町2
- 9 問合せ先： ○○建設○部○課 048-○○○-○○○○
（担当者名）

※参考

工事場所は、敷地が広い場合や一部の建物などの場合は、敷地図等の使用なども考えられます。

石綿除去工事が工事期間の一部に行われる場合等は、その期間がわかるようにし、工事期間に変更があった場合は再度情報を提供することが望まれます。

連絡先は工事について適切に説明できる部署（人）にしてください。担当者不在時等の対応等も整備することが望まれます。

○事前周知の実施後、様式に記入の上、速やかに環境管理事務所に提出して下さい。

○特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先が市の場合は、取扱いが異なる場合がありますので届出市に御相談ください。

○問い合わせ先 県環境部 (048-830-3058) 又は各環境管理事務所

[平成22年 月] 彩の国

石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針 (平成21年3月3日環境部長決裁)

1 趣旨

この指針は、吹付け石綿等の除去工事に際して、工事発注者等があらかじめ工事内容を周辺住民等に対して周知することにより、工事発注者等と周辺住民等の相互理解（リスクコミュニケーション）を促進することを目的とする。

2 事前周知

環境管理事務所長は、工事発注者（工事発注者の依頼を受けた場合は工事を施工する者）又は自主施工者（以下「事前周知の実施者」という。）に対し吹付け石綿等の除去工事の事前周知を実施するよう求める。

3 対象工事

この指針の対象となる工事は、大気汚染防止法に定める「特定粉じん排出等作業」のうち、吹付け石綿、石綿断熱材、石綿保温材及び石綿耐火被覆材の除去工事とする。

ただし、除去工事の規模が小さいもの（石綿除去面積が概ね10㎡以下）及び周辺住民等が存在しないもの等影響が軽微なものと認められるものを除く。

4 事前周知をする周辺住民等の範囲

吹付け石綿等の除去工事について事前周知する周辺住民等の範囲は、除去工事の規模・内容、工事実施箇所から敷地境界までの距離等を勘案し、事前周知の実施者が定める。

5 事前周知の実施方法

周辺住民等への事前周知は、次の方法から事前周知の実施者が選定する。

- (1) 説明会
- (2) 戸別訪問
- (3) チラシ配布
- (4) 回覧板
- (5) (1)から(4)までと同様に周辺住民等への周知が実施できる方法

6 事前周知の実施時期

事前周知の実施時期は、対象工事の施工前までの可能な限り早い時期とする。

7 事前周知の内容

事前周知の内容は、次の事項とする。なお、事前周知の実施者は、周辺住民等からの問合せに誠実に応じる。

- (1) 工事施工者の氏名又は名称及び住所
- (2) 工事の名称・場所
- (3) 対象工事の内容（特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積・石綿含有率及び建築物等の概要）
- (4) 作業期間及び作業時間
- (5) 作業方法（排出又は飛散の抑制方法）
- (6) 工事発注者の氏名又は名称及び住所
- (7) 工事に関する問合せ先
- (8) その他必要事項

8 事前周知実施後の報告

環境管理事務所長は、事前周知の実施者に、その実施状況を別紙様式により速やかに報告するよう求める。

9 施行日

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

(様式)

年 月 日

(あて先)
埼玉県 環境管理事務所長

報告者 住所
氏名 印
電話 ()
法人にあつては、その事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

石綿の除去工事に係る事前周知を実施しましたので「石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」に基づき次のとおり報告します。

1 工事の名称及び場所
2 事前周知の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
3 事前周知の実施方法 (実施したものすべてに○印を付すこと、説明会の場合は、その会場の名称・所在地を記入) 説明会 (会場名 : 所在地 :) 個別訪問・チラシ配布・回覧板・その他 ()
4 事前周知の対象者の範囲及び人数 対象者の範囲 (近接自治会、敷地境界から〇m以内等) 人数 人 (戸) (説明会は参加者数・戸別訪問等は戸数 (含む事業者数))
5 事前周知の内容 (配布資料がある場合は添付してください)

記入欄が不足する場合は別紙に記載すること (様式任意)

(A4版サイズ)